

## 陸上競技ルールブック2026年度版 正誤表

2026.5.17現在

	頁	行	条項	誤 (修正前)	正 (削除・修正・追加)
修正	4	4	目次 競技場に関する 規程、細則	公認陸上競技場および長距離競争路ならびに競歩路規定 399	公認陸上競技場および長距離競争路ならびに競歩路 <b>規程</b> 399
修正	19	26	Rule 11 of the Competition	World Athletics Starters and Photo Finish Judges WAスターターとWA写真審判員	World Athletics Starters and Photo Finish Judges WAスターターとWA写真 <b>判定員</b>
修正	37 38	29 2	CR11	国際スターターは技術代表によって・・・監督する。 国際スターターと国際写真審判員に関する情報は・・・提供される。	<b>WAスターター</b> は技術代表によって・・・監督する。 <b>WAスターターとWA写真判定員</b> に関する情報は・・・提供される。
修正	55	2	CR20.4 斜字	・・・全体に共通する標準的対応では、競技者またはリレー・チームが途中棄権した場合や、ハードル競走で規則に違反して明らかにレースを中止しながらも、結局はフィニッシュラインに到達した場合を含め、通常はDQ(失格)ではなくDNF(途中棄権)と表示される。TR8.4.4は、このような際に競技者やチームが抗議を行う可能性に対応するために設けられている。	・・・一般的には、 <b>競技者またはリレー・チームがレースを完走しなかった場合、通常はDQ(失格)ではなくDNF(途中棄権)と記録されるべきである。</b> これは、ハードル競走で規則に違反して明らかにレースを中止しながらも、結局はフィニッシュラインに到達した場合でも同様である。TR8.4.4は、このような <b>競技者またはチームが抗議を行った場合の取扱いを定めている。</b>
追加	57	20	CR22.4	200m、300m、400m、400mハードル・・・	200m、300m、 <b>300mハードル</b> 、400m、400mハードル・・・
修正	71	9	CR31.3.5	・・・Anti-Doping Regulations(ドーピング防止規則・Appendix5-5.4.4(a))で認められている事由以外での遅延は認められない。・・・	・・・Anti-Doping <b>Rules</b> (ドーピング防止規則・Appendix5-5.4.4(a))で認められている事由以外での遅延は認められない。・・・
WA 26/3 修正	78	1	CR31.20.2	周回コースはできるだけスタートとフィニッシュを競技場内とし、1周は1km以上で2km以下とする。	周回コースは <b>TR54.11.1</b> に基づき <b>技術代表が特別に承認した場合を除き</b> 、1km以上2km以下とし、 <b>スタートとフィニッシュはできるだけ競技場内に設置する。</b>
WA 26/3 修正	95	7	TR3.2	競技者が当該年齢区分に分類されるのであれば、本規則により当該年齢区分対象の競技会に出場する資格を持つ。競技者は有効なパスポートやその他競技会の規則によって認められた証拠書式を提示することで、年齢の証明をしなければならない。そのような証拠を提出できなかったり、拒否したりした競技者は競技に参加することは許されない。	競技者が当該年齢区分に分類されるのであれば、本規則により当該年齢区分対象の競技会に出場する資格を <b>有する</b> 。競技者は、有効なパスポートや、その他当該競技会に適用される規則で認められた <b>証明書類、またはカウンスルが随時定める、加盟団体を代表して年齢別競技に出場する競技者の資格(年齢)証明に関する特別要件に従い、自己の年齢を証明できなければならない。資格規則に従って年齢証明を提出しない、または提出を拒否した競技者は、出場資格を有しない。</b>
WA 26/3 修正	96	30	TR4.3 [注意]	審判長はフィールド競技の最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。混成競技ではどのラウンドでも異なる順序で試技を行うことを認めることができる。	審判長はフィールド競技の最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。 <b>予選ラウンドと混成競技では、どの試技のラウンドでも異なる順序で試技を行うことを認めることができる。</b>
WA 26/3 修正	104	19	TR6.3.1	同一レースに参加していない者によってペースを得ること、周回遅れか、周回遅れになりそうな競技者がペースメーカーとして競技すること、あるいは(TR6.4.4、6.4.8で許可されたものを除いて)あらゆる種類の技術的な装置によってペースを得ること。	同一レースに参加していない者によってペースを得ること、周回遅れとなった、又は周回遅れになりそうな競技者がペースメーカーとして競技すること、 <b>競技用靴に関する規程に適合しないシューズを着用している競技者からペースを得ること</b> 、あるいは(TR6.4.4、6.4.8で許可されたものを除いて)あらゆる種類の技術的な装置によってペースを得ること。
WA 26/3 修正	104	27	TR6.3.3	<b>TR5</b> に準拠する靴を除き一本規則で指定された、あるいは認められた機器を使用して得ることができると考えられる効果以上の利益を、使用者に提供する技術や装置を使用すること	<b>本規則</b> で指定された、あるいは認められた機器を使用して得ることができると考えられる効果以上の利益を、使用者に提供する技術や装置を使用すること。
WA 26/3 修正	130	8	TR15.1 斜字	厳密に言えば、スターティング・ブロックのいかなる部分もスタートラインと重なってはならないという要件には、フレームも含まれる。	厳密に言えば、スターティング・ブロックのいかなる部分もスタートラインと重なってはならないという要件には、 <b>フレームとフットプレートの双方が含まれる。フレームのみ(ただし、フットプレートのいかなる部分も含まない)は、支障がない限り外側のレーンにはみ出して置くことができる。これは、曲線でスタートする種目で競技者が走り出す角度は最短距離を取るため、スターティング・ブロックは斜めに置かれる傾向があるという、長年の慣行を反映したものである。</b>
WA 26/3 削除	132	6	TR15.4 斜字	この規則は、以下のように解釈されるべきである: a)フレームまたはフットプレートのどの部分もスタートラインに重ならない。 b)他への邪魔にならないことを条件に、フレームのみ(フットプレートを含んではならない)が外側のレーンに入り込んでもよい。これは、曲線でスタートする種目で競技者が走り出す角度は最短距離を取るためスターティング・ブロックは斜めに置かれる傾向があるという、これまでの経験による。	(TR15.1 斜字 へ移動済)

	頁	行	条項	誤 (修正前)	正 (削除・修正・追加)												
修正追加	153	6	TR17.13	風向風速計で秒速何メートルかを読み取り、小数第2位が0でない限り、秒速1mの10分の1の単位まで繰り上げる。	風向風速計で每秒何メートルかを読み取り、小数第2位が0でない限り、 <b>正の方向に</b> 秒速1mの10分の1の単位まで繰り上げる。 <b>10分の1メートル毎秒単位でデジタル表示を行う風向風速計は、本規則に適合するように設計製造されていなければならない。</b>												
修正	162	28	TR19.23 〔注意〕	道路競走の1マイルは、次のより長い0.1秒に変換する(切上げる)。	道路競走の1マイルは、次のより長い <b>0.01</b> 秒に変換する(切上げる)。												
WA 26/3 修正	171	31	TR20.4.2	・・・8レーンのトラックの場合、三つのグループに分けて抽選を行う。8レーン未満の場合、または9レーン以上の場合、次の考え方を原則とし、必要な変更を加えて適用する。	・・・8レーン <b>又は9レーン</b> のトラックの場合、 <b>レーンの抽選は、TR20.4.3～TR20.4.5 又は TR20.4.6～TR20.4.8 に従って行う。レーン数が8未満又は9を超える場合には、必要な修正を加えた上で、同一の原則を適用する。</b>												
修正	172	25	TR20.4.7	<table border="1"> <tr> <td>1～4位グループ</td> <td>5・6・7・8レーン</td> </tr> <tr> <td>5・6位グループ</td> <td>3・4・9レーン</td> </tr> <tr> <td>7・8位グループ</td> <td>1・2レーン</td> </tr> </table>	1～4位グループ	5・6・7・8レーン	5・6位グループ	3・4・9レーン	7・8位グループ	1・2レーン	<table border="1"> <tr> <td>1～4位グループ</td> <td>5・6・7・8レーン</td> </tr> <tr> <td>5～7位グループ</td> <td>3・4・9レーン</td> </tr> <tr> <td>8・9位グループ</td> <td>1・2レーン</td> </tr> </table>	1～4位グループ	5・6・7・8レーン	5～7位グループ	3・4・9レーン	8・9位グループ	1・2レーン
1～4位グループ	5・6・7・8レーン																
5・6位グループ	3・4・9レーン																
7・8位グループ	1・2レーン																
1～4位グループ	5・6・7・8レーン																
5～7位グループ	3・4・9レーン																
8・9位グループ	1・2レーン																
WA 26/3 修正	188	23	TR23.6 〔注意〕	2018～2019年度の競技規則で定められた規格で作られたものは有効とする。	<b>2018～2019年の競技規則で定められた規格に基づく既存の水濺は引き続き使用可能である。ただし、新設または改修を行う場合は、本規則に定める仕様に適合しなければならない。</b>												
修正	211	17	TR26.2	もし競技者がある高さの試技を行わない場合、第1位決定のジャンプオフの場合を除き、その高さで次の試技を行うことはできない。	もし競技者がある高さの試技を <b>パス</b> した場合、第1位決定のジャンプオフの場合を除き、その高さで次の試技を行うことはできない。												
修正	222	17	TR28.2 斜字 a	競技者の跳躍中の行動によってバーが外れなくてはならない。	<b>バーが外れたのは、競技者が跳躍動作を行ったことによるものでなければならない。</b>												
WA 26/3 修正 削除	260	26	TR35.1 〔注意〕 i	TR37で定めるハンマー投用の囲いは円盤投にも使用してもよい。その場合2m135と2m500の同心円のサークルか、ハンマー投用サークルの前方に円盤用サークルを別個に設置し、囲いの門口を拡張して使用してもよい。	TR37で定めるハンマー投用の囲いは、2m135と2m500の同心円のサークルを <b>設置することにより、円盤投にも使用することができる。</b>												
WA 26/3 修正 削除	269	16	TR37.6	同じ囲いを円盤投に利用する場合は、二通りの設置方法がある。もともと単純な方法として、2m135と2m500の同心円のサークルを使うことにすればよい。囲いの門口が完全に開くようパネルを固定して円盤投に使用できる。同じ囲いの中でハンマー投と円盤投を別々のサークルを使う場合は、二つのサークルは投てき方向に向かってそれぞれの中心を2m370離して前後に設置し、円盤投のサークルを前方に設置する。この場合は囲いの両側を延長するために可動パネルを円盤投で使用してもよい。	同じ囲いを円盤投に利用する場合は、 <b>2m135と2m500の同心のサークルを設置することができる。この場合、ハンマー投と円盤投で同一のサークル面を使用することになる。円盤投を行う際には、可動式パネルをケージ開口部から離れた位置に固定することにより、円盤投を行う際には、ハンマー投ゲージを使用するものとする。</b>												
WA 26/3 修正 削除	269	26	TR37.6 〔注意〕	後部のパネルあるいは網目の配置は、同心サークルあるいは別々のサークルの場合はハンマー投のサークルの中心から最低3m500離れていなければならない。(2004年以前の競技規則で作られた別々のサークルならば、後方の円盤投のサークルから3m) (参照 TR37.4)	後部のパネルあるいは網目の配置は、同心サークルの中心から最低3m500離れている <b>限り、特に重要ではない。</b>												
修正	294	30	TR54.4.1 〔国内〕 ii	TR9で認める男女混合競技では本条を適用する。競歩審判員主任はJRWJであることが望ましい。	TR9で認める <b>男女同時実施競技</b> では本条を適用する。競歩審判員主任はJRWJであることが望ましい。												